

参考資料

日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長

(令和3年9月27日 出入国在留管理庁通知 入管庁管第3866号)

規制改革の内容

特例措置前

海外の大学等を卒業後に来日した留学生が、日本語教育機関卒業後に就職活動を継続するための在留資格がない。

特例措置

一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める

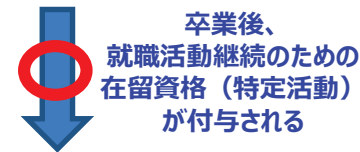
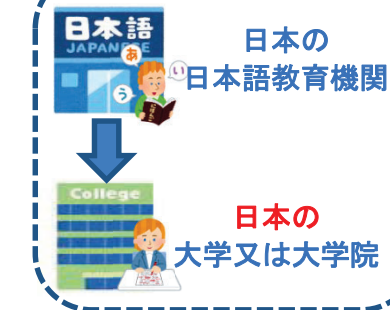
効果

海外の大学・大学院を卒業した優秀な留学生の受入れ促進、地域の国際競争力の強化

規制改革の概要

海外の高校卒業

日本留学

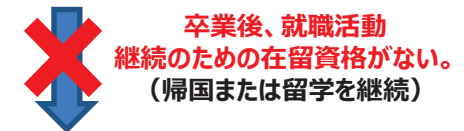
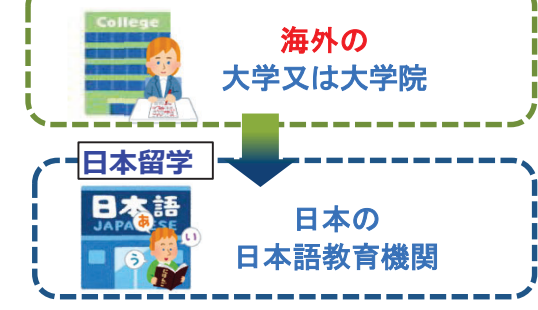


就職活動延長
(最大1年※)

※地方自治体実施の就職支援事業に参加する場合は 最大2年

日本企業就職

海外



規制改革の内容

一定の要件の下、就職活動継続を認める

⇒優秀な外国人材の日本企業就職の促進



海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて（入管庁管第3866号令和3年9月27日）

1 本件措置の概要

海外の大学又は大学院を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し、一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人から、当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し、当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等があった場合には、当該日本語教育機関を卒業等した後、最長1年間に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等を許可するもの。

2 本件措置の活用の要件等

（1）留学生の要件

- ア 海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。
- イ 在籍していた日本語教育機関における出席状況が良好であること。
- ウ 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても、包括的な資格外活動許可は1週について28時間まで受けることが可能。また、インターンシップの場合などは、1週について28時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）。
- エ 日本語教育機関在籍中から本邦での就職活動を行っていること。
- オ 在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、就職活動に関する情報提供を受けること。
- カ 日本語教育機関を卒業等した後も就職活動を継続することに関し、在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

（2）日本語教育機関の要件

- ア (略)
- イ 直近3年間において、地方出入国在留管理局・支局から、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号二に規定する「適正校」である旨の通知を3年間連続して受けていること。
- ウ～エ (略)
- オ 本件措置を活用する留学生の就職支援のため、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うこと。
- カ 本件措置を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、適切な帰国指導を行うこと。

(以下、略)

日本語教育機関の告示基準

第1条第1項第8号

二 地方出入国在留管理局から、増員前1年以内に、**適正校（留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するもの）に限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント**（ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人）**を超えていないもの**、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた日本語教育機関をいう。）である旨の通知を受けていること。

（参考）適正校の要件（入管庁ホームページより抜粋）

次のアからウまでの基準を全て満たす教育機関を適正校として選定します。

ア 前年1月末の在籍者数に占める問題在籍者（前年1月1日から12月31日までの1年間において次の①から⑤までのいずれかに該当した者のことをいう。以下同じ。）の数の割合（以下「問題在籍率」という。）が5パーセント以下であること。
ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者が1人を超えないこと。

- ① 不法残留した者
- ② 在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するもの）に限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者
- ③ 在留資格を取り消された者
- ④ 資格外活動の許可を取り消された者
- ⑤ 退去強制令書が発付された者

イ 出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと（※）。

※ 届出の適切な履行が確認できない教育機関に対しては、指導書により指導を行います。
指導を受けた教育機関が連続して2度目の指導を受けたときは、本基準を満たさないこととなります。

ウ 上記ア又はイのほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

1. 新たに講ずべき具体的な施策

（ii）その他の規制改革事項

⑫（海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革）

- ・日本語学校の留学生においても、学校が推薦する優良学生であれば、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の継続就職活動のための在留資格「特定活動」への変更を可能とすることについて、2023年度中に結論を得る。